

ハツ場ダム住民訴訟通信-141

2019年1月23日発行

明けましておめでとうございます。

この春には新たな元号になるようですが、平成元年以降進んでいた西暦使用がますます定着して行くものと思います。本通信も2019年の第1号としてお届けいたします。本年もよろしくお願い申し上げます。



第14回総会は盛会裏に終了いたしました

昨年12月22日、第14回ハツ場ダムをストップさせる茨城の会総会は取手福祉会館小ホールで開催されました。当日は45人の参加者による活発な議論が交わされ、2018年度活動報告、2019年度活動方針などが承認されました。

嶋津暉之さんによる講演は、当初の「西日本豪雨災害を深刻化させた治山治水行政の誤り」に「水道法改正の諸問題」を加え、2018年度の水問題を総括しました。

西日本豪雨災害については、●土石流による洪水氾濫、●砂防ダムの決壊による洪水氾濫、●治水ダムの放流による氾濫、●バックウォーター現象による氾濫に大別されるとして、いずれも治山治水政策の拙さ、不作為、誤りが被害の発生を激化させ、人々に壊滅的なダメージを与えた。とても自然災害で片づけられるものではない。と静かにしかし怒りをこめて語りました。ことにダム放流による氾濫は、愛媛県の肘川の野村ダムと鹿野川ダムを例に「ダムが洪水を限界まで貯め込み一気に放流したことにより、下流住民の避難する時間を奪ってしまった。もしダムが無ければ同じ洪水量が4～5時間かけて流れるため、堤防への負荷も小さくなり、仮に決壊したとしても被害は遙かに小さく抑えられた」と重ねて強調されました(通信139参照)。さらに今後の治水のあり方として流域全体で洪水に対処する「流域治水」堤防決壊の主な原因である堤防の裏法面(住宅側)の洗掘に強い「耐越水堤防」の採用などを上げました。

「水道法改正の諸問題」については、改正はいかにも拙速であった。これに賛成した自由民主党、公明党、日本維新の会、希望の党。反対した立憲民主党・市民クラブ、国民民主党・無所属クラブ、日本共産党、無所属の会、自由党、社会民主党・市民連合をしっかりと記憶しようと語り、水道事業の抱える問題を①施設の老朽化と膨らむ更新投資、耐震化、長期資金需要への対応。②水道料金収入の減少、有収水量の減少傾向、30年後人口30%減少の予測。③組織のスリム化による職員の減少と技術継承への懸念、を挙げました。水道法の改正は、まず広域化にあります。次に控えるのは民営化であり、その弊害はすでにパリ水道などで明らかなものとなっており(通信136参照)、現状の公営水道ではなく、まして民営化でもない、市民参加の新たな事業の在り方が求められる。と結びました。定例の議案①2018年度活動報告、②2018年度会計報告・監査報告、③2019年度活動方針、④2019年度予算案、⑤役員改選など決議事項は同封書類をご覧ください。

総会アピールは次頁になります。

第 14 回「ハッ場ダムをストップさせる茨城の会」総会アピール

12月6日、水道法が改正されました。私たちの水道料金で賄われる水道事業の運営権を、私企業に売り渡す道筋がつけられてしまいました。理由は、人口減少による料金収入の減少、54兆円にも上るといふ老朽水道管の更新をなど、行き詰まった水道事業の「基盤強化」としてしています。しかし、このことは水道事業に限ったことでしょうか。電気もガスも、道路、橋梁、下水など、すべての社会インフラが抱える問題です。本来なら、50年、100年先を見据えて、国が青写真を示し、国民的議論の上でトータルに進めてゆくべきものでしょう。しかし国は、水道法改正にあたって、内閣府の「民間資金等活用事業室」に、フランスの水メジャー「ヴェオリア社」の社員二人を参加させ、国の100年の計ともいえる重要な政策を、私企業の意見を取り入れ決めてしまいました。露骨な利益供与と断ぜざるを得ません。私たちは、同法改正を強行した安倍政権、自民・公明の政権与党、日本維新の会の責任を厳しく糾弾します。

改正された水道法は2段階になっています。ひとつは、水道事業者(市町村)の広域連携です。例えば浄水場の統合や薬品の共同購入などですが、これは人口減少の前では一時しのぎに過ぎません。二つ目は前述の「民営化」になります。具体的には、浄水場などの施設は事業者である市町村が保有。運営権を私企業に売り渡します。この時、運営権の売却代金で市町村の収入が一時的に増えるという「朗報」が住民に届きます。しかしそれは一時の“目くらまし”に過ぎません。企業にとっては投資になるからです。水道料金で回収するのは論ずるまでもありません。問題の水道管などの更新はどうでしょう。これも私企業の裁量に任せられます。私企業の裁量とは何か。企業の目的は利益の増大にあります。新自由主義の今日、企業の社会的な存在意義は雲散霧消。投資家への還元、経営者への報酬が最優先されます。老朽施設の更新は利益追求の前にはお荷物でしかないのです。このように、私たちの命ともいえる水道を「蜘蛛の糸」に託すような無謀が許されるのでしょうか。

私たちの社会には「民営化神話」があります。市場原理、競争原理に任せればすべてが合理的になり、上手く行く。という理屈です。新自由主義のものと競争とはなんでしょう。競合相手を競り落とし、最後は一社独占による利益の独り占めを図るものです。現在行われている、あらゆる物の値下げ競争はそのためのものと理解しなければなりません。ところが、水道事業の民営化は最初から一社独占が約束されています。現在の公営事業体に競合がないからです。ただ大きな果実を特定の企業に供するものでしかありません。

水は命の源です。水は命そのものです。だからこそ、水道事業は人々のもの、需要者のものとして公営事業であったのです。しかし公営なるが故に政治に弄ばれてきました。国は、減少する人口を増大すると強弁し、無駄な水源開発を重ね、足元の水道管など施設の更新を怠ってきました。まさに失政。民意を欺く悪政が水道事業の基盤を蝕んだのです。

私たちは水道の民営化に反対します。されど、これまでの公営を認めるものではありません。市民の参加による「新しい公営水道の在り方」を強く求めます。

人の上に国をつくらず

2018年12月22日 ハッ場ダムをストップさせる茨城の会

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:濱田篤信 船津寛
事務局:神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 携帯:090-4527-7768